

意見書案第1号

令和8年3月19日

鶴ヶ島市議会議長 内野嘉広様

総務産業建設常任委員会委員長 今野雄一

ゲノム編集食品の表示義務化を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり、鶴ヶ島市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

提 案 理 由

現行制度では、ゲノム編集技術応用食品について消費者が識別できず、結果として選択の機会が保障されていない。消費者の知る権利・選ぶ権利を保障する観点から、すべてのゲノム編集技術応用食品について表示を義務化するよう国に求めるため、本意見書案を提出するものである。

ゲノム編集食品の表示義務化を求める意見書

現在、ゲノム編集技術を用いて生産された食品のうち、外来遺伝子が残らないとされるものについては、食品表示の義務がない。

これらの食品は2019年以降、表示制度の十分な検討が行われずに流通が認められ、すでに市場に出回り始めている。

日本では、遺伝子組み換え食品についても、当初は表示義務がなかったが、消費者の「知ったうえで選びたい」という声を受け、表示制度が整備されてきた経緯がある。

このことは、安全性評価とは別に、消費者の選択権を尊重する姿勢が制度に反映されてきたことを示している。

消費者基本法では、消費者は商品に関する正確かつ十分な情報を得て、自らの意思で選択する権利を有するとされている。

しかし、現行制度では、ゲノム編集技術応用食品について消費者が識別できず、結果として選択の機会が保障されていない。

よって、ゲノム編集技術を用いて生産された食品について、技術の是非とは切り離し、消費者の知る権利・選ぶ権利を保障する観点から、表示を義務化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月19日

衆議院議長 森 英介 様

参議院議長 関口 昌一 様

内閣総理大臣 高市 早苗 様

農林水産大臣 鈴木 憲和 様

消費者庁長官 堀井奈津子 様

内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全） 黄川田 仁志 様

埼玉県鶴ヶ島市議会議長 内 野 嘉 広